

## 独立行政法人理化学研究所法案の概要

### 1．法人の名称

独立行政法人理化学研究所

(参考) 解散する特殊法人等の名称 理化学研究所

### 2．法人の目的

独立行政法人理化学研究所は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

### 3．業務の範囲

- (1) 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。
- (2) 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (3) 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。
- (4) 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

### 4．役員の名称・数

理事長、理事 5 人、監事 2 人

### 5．法人設立予定時期

平成 1 5 年 1 0 月 1 日